

学校給食費の保護者負担軽減について

令和8年3月
南箕輪村教育委員会事務局

国の「学校給食費の抜本的な負担軽減」により、令和8年4月(令和8年度)から保護者負担を軽減します

南箕輪村では、一昨年(令和6年度)に学校給食費を改定しましたが、保護者負担は据え置きとしてきました。しかし、昨今の物価の影響によりその後も食材価格等が上昇し、村費で増額分を補助してきました(令和7年度村補助額年額約2,200万円)。令和8年4月から実施される、国の「学校給食費の抜本的な負担軽減」により、小学生対象で負担軽減がされることになりました。

村では、小学生対象の国の抜本的な負担軽減に加えて、中学生にも村独自の補助を継続し負担軽減をすることで、下記のとおり小中学生がいるご家庭の負担を和らげることにしました。

今後も引き続き経済情勢や気候変動により食材価格の高騰が続くことが予想されますが、安全で安心な、そして、おいしい給食を子どもたちへ届けられるよう努めてまいります。

記

1 小学生

一人年間約70,200円の給食費を保護者負担額13,000円とします。
(約57,200円の負担軽減)

2 中学生

一人年間約76,000円の給食費を保護者負担額36,000円とします。
(約40,000円の負担軽減)

※ 国では、当初、給食無償化の表現を使っていましたが、その後、今回の取組みの趣旨が保護者負担となっている学校給食費の抜本的な負担軽減であることを明確化しました。



3 学校給食費について

(1) 学校給食にかかるお金

学校給食には給食費としての食材費のほか、給食を作るための光熱水費、施設や設備にかかるお金、作る人や給食に関わる人の人件費などが必要です。学校給食法では食材以外の費用を自治体、食材にかかる費用(給食費)を保護者が負担すると定めています。

- ★ 給食センターでの給食費以外にかかるお金(令和6年度南箕輪村学校給食センター実績)
働く人にかかる費用、光熱水費と設備や施設にかかる費用が7,870万2千円かかっています。
- ★ 南部小学校での給食費以外にかかるお金(令和6年度実績)
働く人にかかる費用、光熱水費と設備や施設にかかる費用が3,137万2千円かかっています。

(2) 就学援助制度(学校給食費)

本村では、小・中学生を養育している保護者の方で、経済的な理由などにより学校給食費の支払いでお困りのご家庭に対して、その費用などの援助を行っています。申し込みを希望される方は、村立小・中学校または教育委員会事務局にある「就学援助受給申請書」にもれなく記入のうえ、必要書類を添えてお子様の通学する学校または教育委員会事務局へ提出してください。(受給には審査があります。)



問合せ先 南箕輪村教育委員会事務局 ☎0265-98-5110 内線 406(給食費関係)
内線 402(就学援助費関係)